

第31期決算公告

2024年6月26日

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
野村信託銀行株式会社
代表取締役社長 岡田 伸一

貸借対照表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	795,046	預当座預金	1,306,699
預け金	795,046	普通預金	16,338
有価証券	296,090	定期預金	532,133
国債	72,362	その他の預金	647,344
地方債	71,250	譲渡性預金	110,882
社債	39,987	コールマネー	232,856
その他の証券	112,489	借入金	31,984
貸出金	914,097	借入金	91,000
証書貸付	119,818	信託勘定借	91,000
当座貸越	794,278	その他の負債	323,258
外国為替	3,113	未払法人税等	57,261
外国他店預け	3,112	未払費用	4,746
取立外国為替	0	前受収益	3,364
その他の資産	111,241	金融派生商品	230
前払費用	226	金融商品等受入担保金	46,834
未収収益	5,542	資産除去債務	248
金融派生商品	53,250	その他の負債	375
金融商品等差入担保金	35,271	賞与引当金	1,462
その他の資産	16,951	退職給付引当金	1,884
有形固定資産	459	負債の部合計	1,583
建物	136		2,046,528
その他の有形固定資産	323	(純資産の部)	
無形固定資産	8,863	資本金	50,000
ソフトウェア	3,533	資本剰余金	28,270
ソフトウェア仮勘定	5,329	資本準備金	20,000
その他の無形固定資産	1	その他資本剰余金	8,270
繰延税金資産	13,599	利益剰余金	20,000
貸倒引当金	△ 1,091	利益準備金	2,025
		その他利益剰余金	17,975
		繰越利益剰余金	17,975
		株主資本合計	98,270
		その他有価証券評価差額金	△ 5,979
		繰延ヘッジ損益	2,601
		評価・換算差額等合計	△ 3,378
		純資産の部合計	94,892
資産の部合計	2,141,420	負債及び純資産の部合計	2,141,420

損益計算書 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	33,807
信託報酬	13,582
資金運用収益	10,210
貸出金利息	7,051
有価証券利息配当金	3,198
コールローン利息	0
預け金利息	△ 473
金利スワップ受入利息	419
その他の受入利息	15
役員取引等収益	4,771
受入為替手数料	390
その他の役員収益	4,380
その他業務収益	4,884
金融派生商品収益	3,938
その他の業務収益	945
その他経常収益	358
貸倒引当金戻入益	347
その他の経常収益	10
経常費用	26,178
資金調達費用	4,974
預金利息	4,111
譲渡性預金利息	97
コールマネー利息	721
借入金利息	41
その他の支払利息	2
役員取引等費用	1,155
支払為替手数料	156
その他の役員費用	998
その他業務費用	1,995
外国為替売買損	1,912
国債等債券売却損	83
国債等債券償却	0
営業経費	18,050
その他経常費用	2
その他の経常費用	2
経常利益	7,628
特別利益	27
その他の特別利益	27
特別損失	0
固定資産処分損	0
税引前当期純利益	7,656
法人税、住民税及び事業税	5,495
法人税等調整額	△ 3,299
法人税等合計	2,196
当期純利益	5,460

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年 ～ 15年

器具備品 3年 ～ 20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。また、一部の債務者については、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の

処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、特定海外債権については、該当ありません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

収益の計上は、金融商品会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引を除き、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

主要な業務における顧客との契約に基づく主な義務の内容と、収益を認識する通常の時点

- ① 信託報酬は、当社が受託するファンド等を信託契約に基づいて管理・運用する義務があります。

信託報酬は、ファンドの信託約款等に基づき、主に以下の方法によって収益を認識しております。

-日々の純資産総額に対する一定割合

-期中元本平均残高に対する一定割合

-加入者人数に応じた報酬額

-当初契約により定められた固定報酬額

当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足され、ファンドの信託期間にわたり収益として認識しております。

- ② その他の受入手数料報酬は、グループ会社の顧客基盤や取引、預り資産等の拡大のための協力を行っており、当社のビジネスインフラを利用して、グループ会社への業務支援等を行う義務があります。

その他の受入手数料報酬は、契約内容に基づき、以下の方法によって収益を認識しております。

-預り資産等の増加額に対する一定割合

-サービス提供に係る維持運営コストに対する一定割合

- ③ 相続関連受入手数料報酬は、当初契約段階での公正証書の作成サポート・作成等および相続発生後の遺言執行者としての職務遂行等の対価です。

相続関連受入手数料報酬は、公正証書の作成サポート・作成等の完了段階、遺言執行者としての業務完了段階のそれぞれの時点で、履行義務が充足され、それぞれの段階において契約内容に基づく報酬金額を収益として認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に規定する包括ヘッジによる繰延ヘッジ、及び個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺する包括ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定を省略しております。

また、一部の金融資産から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、上記のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 1,091百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息並びに仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額について該当はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営債権又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、6,332百万円であります。原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,264百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	94,397	百万円
------	--------	-----

担保資産に対応する債務

借入金	15,000	百万円
-----	--------	-----

上記のほか、デリバティブ等の取引の担保及び信託業の営業保証金等として、有価証券92百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金16,040百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,744百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが16,244百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 2,749 百万円

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務については、該当ありません。

7. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権については、該当ありません。

8. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務については、該当ありません。

9. 関係会社に対する金銭債権総額 48 百万円

10. 関係会社に対する金銭債務総額 3,670 百万円

11. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は154百万円であります。

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）19.72%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 - 百万円

役員取引等に係る収益総額 37 百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 - 百万円

その他の取引に係る収益総額 - 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0 百万円

役員取引等に係る費用総額 - 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 944 百万円

その他の取引に係る費用総額 - 百万円

2. 「預け金利息」には、マイナス金利の取引分を含めて計上しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、野村グループの信託銀行として、預金・融資・為替といった「銀行ビジネス」、お客様の財産をお預かりして運用・管理する「信託ビジネス」、及び有価証券取引等の「証券・運用ビジネス」を展開しております。野村証券を銀行代理店及び信託契約代理店とした代理店業務では、「バンキングサービス」(インターネットバンキングサービス)を利用した個人向け預金商品や、法人向け円貨仕組預金を提供しております。これらの代理店チャネルからの預金に加え、譲渡性預金、借入金等により、資金を調達しております。

調達された資金は、野村グループの国内営業基盤の優位性を活用し、富裕層向け融資や「野村 Web ローン」といった有価証券等を担保とするローン商品、有価証券をリパッケージしたローン商品、及び公社債等の有価証券投資で運用しております。

これらの金融資産・負債から生じる市場リスク及び流動性リスクは、フロント部門での管理に加え、独立したミドルオフィス、ALM 委員会及びリスク管理委員会で総合的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、貸出金及び有価証券を中心に運用しており、それぞれ顧客の債務不履行リスク及び発行体のデフォルトリスクが存在しております。貸出金残高の 9 割程度を占める有価証券等を担保としたローン商品は、保全率が高く、信用リスクは限定されております。一方、有価証券等担保ローン以外の貸出金は、高格付の相手先への貸出が中心ではあるものの、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に国債、地方債、政府関係機関債、社債で構成されており、大部分は「その他有価証券」に該当します。また、一部の有価証券は金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしており、それらの取引にはヘッジ会計を適用しております。

コールマネーに代表される市場からの資金調達は、金融環境によっては市場規模が縮小し、円滑な資金調達に支障をきたす可能性があります。担保適格の有価証券を保有することで、流動性リスクを一定水準に抑えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、信用供与先の財務状況の悪化等による不良債権の発生を未然に防ぐため、貸出金・有価証券ともに、個別案件・発行体ごとに審査部門が審査を実施しております。また、信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャー管理を日次で行うとともに、統計的な手法によるリスク計測を定期的の実施しております。

ローン商品では、信用格付に基づいたプライシング運営の推進、及び与信集中リスクをコントロールするための業種別リスク量リミットの導入といった与信ポートフォリオ運営の高度化に取り組んでおります。加えて、有価証券を担保としたローン商品については、回収リスクを一定水準に抑えるために、担保設定されている株式の市場での売買状況等を定期的にモニターしております。

② 市場リスクの管理

1) 市場リスクの管理体制

当社では、経営会議で市場リスク管理の基本的考え方を明確化し、それに応じて、ポジション限度、VaR リミット、BPV リミット、ロスカットルール等を設定することで、市場リスクを適切にコントロールしております。外国為替取引においては、市場リスクは極力とらない方針の下、必要最低限のポジション限度、VaR リミットで運営しております。貸出金、預金及び資金証券取引においては、商品ごとに残高枠を設定するとともに、金利変動による損失リスクを許容範囲に抑える目的で、金利スワップ取引等によるヘッジ取引を行っております。これらの銀行勘定の運営計画は、半年ごとに ALM 委員会及びリスク管理委員会で審議されております。また、日々のポジション及び損益の状況は、リスク統括部から毎営業日、常勤役員及び関係部署に報告されております。

2) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、市場リスクを「金利、為替、有価証券価格等の変動により損失を被るリスク」とし、ヒストリカ

ル・シミュレーション法（信頼区間 99%、保有期間はトレーディング業務 10 日間、バンキング業務 20 日間）による VaR で市場リスク量を計測しております。2024 年 3 月末現在で当社のトレーディング業務（外国為替取引）の市場リスク量（損失額の推定値）は 8 百万円、バンキング業務の市場リスク量は 873 百万円となっております。

なお、当社では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストを実施しております。2024 年 3 月期にトレーディング業務を対象に実施したバックテストの結果、実際の損益が VaR を超えた回数は 2 回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉しきれない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当社は、資産・負債の特性や経営計画、市場変動等を総合的に把握し、必要な資金を円滑に確保し、予想外の損失の発生を未然に防止することを流動性リスク管理の基本方針としております。月次で開催される ALM 委員会において、資金ポジションの状況や取扱商品ごとの市場動向等の確認を行い、今後の方針を決定しております。

日々の資金繰りの状況は、リスク統括部から毎営業日、常勤役員及び関係部署に報告されております。また、資金調達状況に応じて「平常」、「注意」、「懸念」、「危機」のモードを設定し、モードごとの対応策を適時実施する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に依拠した場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（注 1）参照）また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー、信託勘定借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	25,114	26,296	1,181
その他有価証券（* 1）	270,314	270,314	—
(2) 貸出金	914,097		
貸倒引当金（* 2）	△802		
	913,295	913,205	△89
資産計	1,208,724	1,209,816	1,092
(1) 預金	1,306,699	1,306,699	—
(2) 譲渡性預金	232,856	232,856	—
(3) 借入金	91,000	91,000	—
負債計	1,630,555	1,630,555	—
デリバティブ取引（* 3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,752	2,752	—
ヘッジ会計が適用されているもの（* 4）	3,663	2,669	(994)
デリバティブ取引計	6,415	5,421	(994)

（* 1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(※4) 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用しております。

(注1) 市場価格のないその他の証券及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(1)その他の有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
① その他の証券(※1)	15
② 組合出資金(※2)	645

(※1) 上記のその他の証券のうち、非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価表示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	—	25,000	—	—	—	—
その他の有価証券のうち 満期があるもの	67,330	126,388	42,865	8,382	1	32,001
貸出金(※)	803,782	42,459	36,593	16,627	8,967	5,666
合計	871,112	193,848	79,459	25,009	8,969	37,667

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは該当ありません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	1,037,825	33,373	11,500	300	19,100	204,600
譲渡性預金	232,856	—	—	—	—	—
コールマネー	31,984	—	—	—	—	—
借入金	—	—	15,000	—	3,500	72,500
信託勘定借	323,258	—	—	—	—	—
合計	1,625,924	33,373	26,500	300	22,600	277,100

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

なお、社債については該当ありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券(*)				
国債・地方債等	47,248	71,250	—	118,498
社債	—	39,987	—	39,987
住宅ローン担保証券	—	—	—	—
その他	35,556	74,149	—	109,706
デリバティブ取引				
金利関連	—	41,421	—	41,421
通貨関連	—	11,828	—	11,828
資産計	82,804	238,637	—	321,442
デリバティブ取引				
金利関連	—	38,022	—	38,022
通貨関連	—	8,812	—	8,812
負債計	—	46,834	—	46,834

(*) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は2,122百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金等(*2)		購入、売却及び償還額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(*2)
	損益に計上(*1)	その他有価証券評価差額金等に計上(*2)					
2,086	—	35	—	2,122	—	2,122	260

(*1) 損益計算書の「国債等債券売却益」に含まれております。

(*2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」に含まれております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
国債・地方債等	26,296	—	—	26,296
貸出金	—	—	913,205	913,205
資産計	26,296	—	913,205	939,501
預金	—	1,306,699	—	1,306,699
譲渡性預金	—	232,856	—	232,856
借入金	—	91,000	—	91,000
負債計	—	1,630,555	—	1,630,555

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金については、主としてレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。長期の定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は預入後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた

借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を決算日時点におけるスワップ取引に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利関連取引(金利スワップ等)、通貨関連取引(先物為替、通貨オプション、通貨スワップ等)は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」が含まれております。

売買目的有価証券ならびに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については該当ありません。

1. 満期保有目的の債券(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,114	26,296	1,181
合計		25,114	26,296	1,181

2. その他有価証券(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	24,304	24,270	33
	国債	5,011	5,009	2
	地方債	16,891	16,861	29
	社債	2,401	2,400	1
	その他	2,132	1,870	262
	その他	2,132	1,870	262
	小計		26,436	26,141
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	134,181	137,481	△3,299
	国債	42,236	45,181	△2,944
	地方債	54,359	54,475	△115
	社債	37,586	37,824	△238
	その他	109,696	115,358	△5,662
	外国債券	109,687	115,348	△5,661
	その他	8	9	0
小計		243,877	252,839	△8,961
合計		270,314	278,980	△8,666

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	27,260	—	△83
地方債	27,260	—	△83
合計	27,260	—	△83

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得価格まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当期における減損処理額は、0百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等ならびに当該発行会社の業績等を勘案し、回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託については該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	110	百万円
退職給付引当金	490	
賞与引当金	536	
減損損失	11	
未払事業税	293	
デリバティブ調整額	10,263	
繰延消費税額等	23	
その他有価証券評価差額金	2,686	
減価償却超過額	251	
その他	228	
繰延税金資産小計	14,896	
評価性引当額	△100	
繰延税金資産合計	14,795	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	1,168	
その他	27	
繰延税金負債合計	1,196	
繰延税金資産の純額	13,599	百万円

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	信託報酬	役務収益		
		その他の受入れ手数料 (ビジネスインフラを 利用した業務支援等)	相続関連受入 手数料	その他
一時点で移転されるサービス	29	-	1,846	422
一定期間にわたり移転されるサービス	13,553	1,066	-	1,384
顧客との契約から認識した収益	13,582	1,066	1,846	1,806

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針、7 収益の計上方法に記載の通りです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

	当会計年度期首	当会計年度末
顧客との契約から生じた債権	3,614	3,837
契約負債	99	110

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「未収収益」に、契約負債は「前受収益」に含まれています。

(関連当事者との取引に関する事項)

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 1. 親会社及び法人主要株主等 | 一般的な取引条件であるものを除き、重要な取引はありません。 |
| 2. 子会社及び関連会社等 | 該当事項はありません。 |
| 3. 兄弟会社等 | 一般的な取引条件であるものを除き、重要な取引はありません。 |
| 4. 個人主要株主等 | 該当事項はありません。 |

5. 役員

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 役員	石村 和彦	なし	金銭貸 借関係	資金の貸付 (注 5)	2	貸出金	176
				資金の回収 (注 5)	20	未収収益	1
				利息の受取 (注 5)	2		
親会社の役員 及びその近親 者が議決権の 過半数を所有 している会社 等	(株) 高原興産 (注 1)	なし	金銭貸 借関係	資金の貸付 (注 6)	-	貸出金	5,500
				利息の受取 (注 6)	22	未収収益	8
親会社の役員 及びその近親 者が議決権の 過半数を所有 している会社 等	(株) 高原コー ポレーション (注 2)	なし	金銭貸 借関係	資金の貸付 (注 7)	-	貸出金	1,200
				資金の回収 (注 7)	880		
				利息の受取 (注 7)	14	未収収益	1
親会社の役員 及びその近親 者が議決権の 過半数を所有 している会社 等	東京ソフト (株) (注 3)	なし	金銭貸 借関係	資金の貸付 (注 8)	-	貸出金	1,650
				資金の回収 (注 8)	180		
				利息の受取 (注 8)	8	未収収益	0
親会社の役員 及びその近親 者が議決権の 過半数を所有 している会社 等	ユニテック (株) (注 4)	なし	担保の 被提供	担保の受入 (注 9)	50,757	-	-

- (注) 1. (株)高原興産は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。
2. (株)高原コーポレーションは、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。
3. 東京ソフト(株)は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。
4. ユニテック(株)は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。
5. 当社定型商品の融資です。定型商品の金利を適用しており、融資期間1年、随時希望額での返済が可能です。
6. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間6年、期限一括返済となっております。
7. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間10年、分割返済となっております。
8. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間12年、分割返済となっております。
9. (注)6-8の当社からの貸出金に対する有価証券担保の提供を受けております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	67,780円15銭
1株当たりの純利益金額	3,900円06銭

信託財産残高表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	297,376	金 銭 信 託	4,132,964
有 価 証 券	6,734,966	年 金 信 託	819
投資信託有価証券	21,656,566	投 資 信 託	33,853,538
投資信託外国投資	10,694,837	金銭信託以外の金銭の信託	934,843
受託有価証券	1,081,483	有 価 証 券 の 信 託	2,788,473
金 銭 債 権	69,397	金 銭 債 権 の 信 託	822
そ の 他 債 権	524,517	包 括 信 託	1,003,967
コ ー ル ロ ー ン	1,159,031		
銀 行 勘 定 貸	323,258		
現 金 預 け 金	173,995		
合 計	42,715,430	合 計	42,715,430

（注）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産は該当ありません。
3. 元本補填契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。
債権は全て正常債権に該当し、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に該当するものはございません。
なお、貸付信託は取扱っておりません。

金 銭 信 託

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	200,442	元 本	200,440
そ の 他	-	そ の 他	1
計	200,442	計	200,442